3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡五木村甲字梶原四五三一の二七の一、四五三一の二七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字梶原四五三一の二七の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡五木村丙字土会平六五六の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字土会平六五六の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡檮原町大蔵谷八九四、九三一の二、一〇〇四の一、一〇〇五、一〇〇六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大蔵谷八九四・九三一の二・一〇〇四の一・一〇〇六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省
国土交通省
環境省告示第一号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十八年九月二日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十九年一月二十三日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
ＮＶ３－１９２	タダノ　ＹＤＳ－Ｔ０１２	ＱＳＢ６.７－４Ｃ	株式会社タダノ	香川県高松市新田町甲３４番地
ＮＶ３－１９３	タダノ　ＹＤＳ－Ｔ０１３	ＱＳＬ９－４Ｂ	〃	〃
ＮＶ３－１９４	タダノ　ＹＤＳ－Ｔ０１４	ＱＳＢ６.７－４Ｃ	〃	〃
ＮＶ３－１９５	コベルコ　ＹＤＳ－ＥＥ０５	〃	〃	〃
ＮＶ３－１９６	コベルコ　ＹＤＳ－ＥＧ０５	ＱＳＬ９－４Ｂ	〃	〃
ＮＶ３－１９７	コベルコ　ＹＤＳ－ＥＷ０８	ＱＳＢ６.７－４Ｃ	〃	〃

○経済産業省
国土交通省
環境省告示第二号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十八年九月五日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十九年一月二十三日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
ＮＶ３－１９８	ヤンマー　３５１２Ａ	ＹＤＭ－３ＴＮＶ８８Ｃ	和同産業株式会社	岩手県花巻市実相寺４１０番地
ＮＶ３－１９９	ヤンマー　４５１２Ａ	ＹＤＭ－４ＴＮＶ８８Ｃ	〃	〃

○経済産業省
国土交通省
環境省告示第三号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十八年九月九日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十九年一月二十三日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
ＮＶ３－２００	古河　ＨＣＲ１１００－ＥＲ	ＱＳＢ６.７－４Ｃ	古河ロックドリル株式会社	東京都中央区日本橋一丁目５番３号